

教育委員各位

久留米市教育委員会
委員長 永田 見生

教育委員会（第11回）定例会の開催について

このことについて、下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い致します。

記

1. 日 時 10月29日（火）15時00分～

2. 場 所 本庁舎3階 301会議室

3. 議 案

第46号議案 久留米市文化財収蔵資料審議会委員の委嘱について

第47号議案 久留米市就学指導委員会委員の任命又は委嘱について

第48号議案 平成26年度久留米市立高等学校入学者選抜要項について 議案一部別冊

4. 報告事項

(1) 教育委員会後援事業等に関する報告

(2) 平成25年度第23回クロスロードスポーツ・レクリエーション祭久留米市大会について

(3) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価報告書（平成24年度分）

(4) その他

5. 今後のスケジュール

○ 11月定例会：11月25日（月）15時00分～ 市庁舎3階301会議室

○ 12月定例会：調整中

第46号議案

久留米市文化財収蔵資料審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成25年10月29日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市文化財収蔵資料審議会委員の任期満了に伴い、久留米市文化財収蔵資料審議会規則第4条の規定に基づき、後任の委員を委嘱しようとするものである。

久留米市文化財収蔵資料審議会委員の委嘱について

久留米市文化財収蔵資料審議会規則第4条により、下記の者を久留米市文化財収蔵資料審議会委員に委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
歴 史	なかの ひし 中野 等	九州大学大学院 比較社会文化研究院教授	平成 25 年 11 月 1 日 ～ 平成 27 年 10 月 31 日
歴 史	よしだ よういち 吉田 洋一	久留米大学文学部 国際文化学科准教授	
美術工芸	うえの かおり 植野 かおり	立花家史料館学芸文化課長	
美術工芸	こしろう ともこ 國生 知子	福岡県教育庁総務部文化財保護課 主任技師・学芸員	
美術工芸	よしなが ようぞう 吉永 陽三	学識経験者 (元佐賀県立博物館・美術館副館長)	
考 古	おおつ なげひこ 大津 愼彦	筑紫女学園大学 文学部アジア文化学科教授	
民 俗	よしとめ ゆうこ 吉留 優子	学識経験者 (元九州産業大学美術館主任学芸員)	
教育普及	ごとう じゆん 後藤 純子	石橋美術館総務課長	

久留米市文化財収蔵資料審議会委員新旧対照表

区 分	新 名 簿		旧 名 簿	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
歴 史	なかの ひとし 中野 等	九州大学大学院 比較社会文化研究院教授	なかの ひとし 中野 等	九州大学大学院 比較社会文化研究院教授
歴 史	よしだ よういち 吉田 洋一	久留米大学文学部 国際文化学科准教授	よしだ よういち 吉田 洋一	久留米大学文学部 国際文化学科准教授
美術工芸	うえの かおり 植野 かおり	立花家史料館 学芸文化課長	うえの かおり 植野 かおり	立花家史料館 学芸文化課長
美術工芸	くにしろう ともこ 國生 知子	福岡県教育庁総務部 文化財保護課 主任技師・学芸員	くにしろう ともこ 國生 知子	福岡県教育庁総務部 文化財保護課 主任技師・学芸員
美術工芸	よしなが ようぞう 吉永 陽三	学識経験者 (元佐賀県立博物館・ 美術館副館長)	よしなが ようぞう 吉永 陽三	学識経験者 (元佐賀県立博物館・ 美術館副館長)
考 古	おおつ だひこ 大津 忠彦	筑紫女学園大学 文学部 アジア文化学科教授	おおつ だひこ 大津 忠彦	筑紫女学園大学 文学部 アジア文化学科教授
民 俗	よしどめ ゆうこ 吉留 優子	学識経験者 (元九州産業大学美術館 主任学芸員)	よしどめ ゆうこ 吉留 優子	学識経験者 (元九州産業大学美術館 主任学芸員)
教育普及	ごとう じゆんこ 後藤 純子	石橋美術館総務課長	ごとう じゆんこ 後藤 純子	石橋美術館総務課長

○久留米市文化財収蔵資料審議会規則

昭和 58 年 10 月 1 日

久留米市教育委員会規則第 3 号

~~~~~

(趣旨)

第 1 条 この規則は、久留米市附属機関の設置に関する条例(昭和 33 年久留米市条例第 8 号)第 3 条の規定に基づき、久留米市文化財収蔵資料審議会(以下「審議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財収蔵資料の受入れに関し必要な事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもつて組織する。

2 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員)

第 4 条 委員及び臨時委員は、学識経験者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第 5 条 委員(第 3 条第 2 項に規定する臨時委員を除く。以下次項において同じ。)の任期は 2 年とする。ただし、再任をさまたげない。

2 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 第 3 条第 2 項に規定する臨時委員は、同項に規定する特別の事項の調査審議が終つたときは、退任するものとする。

第47号議案

久留米市就学指導委員会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

平成25年10月29日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市就学指導委員会委員の任期満了に伴い、後任の委員を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市就学指導委員の任命又は委嘱について

久留米市就学指導委員会規則第4条の規定に基づき、下記の者を久留米市就学指導委員会委員に任命又は委嘱する。

記

| 区分               | 氏名         | 所属・役職等          | 任期                            |
|------------------|------------|-----------------|-------------------------------|
| 4条(1)に該当する学識経験者  | 藤金 倫徳      | 福岡教育大学 教授       | 平成25年11月1日より<br>平成26年10月31日まで |
|                  | 樋口 昭子      | 久留米市幼児教育研究所指導主事 |                               |
| 4条(2)に該当する医師     | 庄司 治子      | 久留米大学医学部耳鼻咽喉科   |                               |
|                  | 山下 裕史朗     | 久留米大学医学部小児科     |                               |
|                  | 永光 信一郎     | 久留米大学医学部小児科     |                               |
|                  | 堀川 瑞穂      | 小児科(久留米医師会)     |                               |
|                  | ※家村 明子     | 久留米大学医学部小児科     |                               |
|                  | 木村 義則      | 精神神経科(久留米医師会)   |                               |
|                  | 芹川 正樹      | 精神神経科(久留米医師会)   |                               |
|                  | 児玉 英資      | 精神神経科(久留米医師会)   |                               |
|                  | 富田 伸       | 精神神経科(久留米医師会)   |                               |
| 4条(3)に該当する学校関係職員 | 末安 弘喜      | 久留米特別支援学校長      |                               |
|                  | ※公文 一秋     | 金丸小学校長          |                               |
|                  | 石橋 康秀      | 安武小学校長          |                               |
|                  | 井上 正史      | 善導寺小学校長         |                               |
|                  | ※中原 浩      | 青峰小学校長          |                               |
|                  | ※佐々木 雅代    | 水分小学校長          |                               |
|                  | ※梅野 秀幸     | 屏水中学校長          |                               |
|                  | ※梅野 昌子     | 善導寺小学校 通級担当     |                               |
|                  | ※末安 里美     | 青峰小学校 通級担当      |                               |
|                  | 松本 周子      | 長門石小学校 特学担当     |                               |
|                  | 永尾 由美      | 下田小学校 特学担当      |                               |
|                  | 坂本 鈴子      | 諏訪中学校 特学担任      |                               |
|                  | 谷崎 和一郎     | 久留米特別支援学校 主幹教諭  |                               |
|                  | 園木 聖子      | 金丸小学校 通級担当      |                               |
| 津邊 洋子            | 金丸小学校 通級担当 |                 |                               |
| 公文 眞由美           | 南薫小学校 通級担当 |                 |                               |
| 丸山 順子            | 南薫小学校 通級担当 |                 |                               |

※は本年度新委員

久留米市就学指導委員新旧対照表

| 区分               | 新委員        |                 | 旧委員        |                 |
|------------------|------------|-----------------|------------|-----------------|
| 4条(1)に該当する学識経験者  | 藤金 倫徳      | 福岡教育大学 教授       | 藤金 倫徳      | 福岡教育大学 教授       |
|                  | 樋口 昭子      | 久留米市幼児教育研究所指導主事 | 樋口 昭子      | 久留米市幼児教育研究所指導主事 |
| 4条(2)に該当する医師     | 庄司 治子      | 久留米大学医学部耳鼻咽喉科   | 庄司 治子      | 久留米大学医学部耳鼻咽喉科   |
|                  | 山下 裕史朗     | 久留米大学医学部小児科     | 山下 裕史朗     | 久留米大学医学部小児科     |
|                  | 永光 信一郎     | 久留米大学医学部小児科     | 永光 信一郎     | 久留米大学医学部小児科     |
|                  | 堀川 瑞穂      | 小児科(久留米医師会)     | 堀川 瑞穂      | 小児科(久留米医師会)     |
|                  | 富田 伸       | 精神神経科(久留米医師会)   | 富田 伸       | 精神神経科(久留米医師会)   |
|                  | 木村 義則      | 精神神経科(久留米医師会)   | 木村 義則      | 精神神経科(久留米医師会)   |
|                  | 芹川 正樹      | 精神神経科(久留米医師会)   | 芹川 正樹      | 精神神経科(久留米医師会)   |
|                  | 児玉 英資      | 精神神経科(久留米医師会)   | 児玉 英資      | 精神神経科(久留米医師会)   |
|                  | ※家村 明子     | 久留米大学医学部小児科     | 原田 豊       | 小児科(浮羽医師会)      |
| 4条(3)に該当する学校関係職員 | 末安 弘喜      | 久留米特別支援学校校長     | 末安 弘喜      | 久留米特別支援学校校長     |
|                  | ※公文 一秋     | 金丸小学校校長         | 田中 裕幸      | 金丸小学校校長         |
|                  | 石橋 康秀      | 安武小学校校長         | 石橋 康秀      | 安武小学校校長         |
|                  | 井上 正史      | 善導寺小学校校長        | 井上 正史      | 善導寺小学校校長        |
|                  | ※中原 浩      | 青峰小学校校長         | 池松 康子      | 下田小学校校長         |
|                  | ※佐々木雅代     | 水分小学校校長         | 三谷 孝子      | 篠山小学校校長         |
|                  | ※梅野 秀幸     | 屏水中学校校長         | 佐々木 祐子     | 荘島小校校長          |
|                  | ※梅野 昌子     | 善導寺小学校 通級担当     | 原 章        | 田主丸中学校校長        |
|                  | ※末安 里美     | 青峰小学校 通級担当      | 後藤 三枝      | 篠山小学校 特学担任      |
|                  | 松本 周子      | 長門石小学校 特学担任     | 松本 周子      | 長門石小学校 特学担任     |
|                  | 永尾 由美      | 下田小学校 特学担任      | 永尾 由美      | 下田小学校 特学担任      |
|                  | 坂本 鈴子      | 諏訪中学校 特学担任      | 坂本 鈴子      | 諏訪中学校 特学担任      |
|                  | 谷崎和一郎      | 久留米特別支援学校主幹教諭   | 谷崎和一郎      | 久留米特別支援学校主幹教諭   |
|                  | 園木 聖子      | 金丸小学校 通級担当      | 園木 聖子      | 金丸小学校 通級担当      |
|                  | 津邊 洋子      | 金丸小学校 通級担当      | 津邊 洋子      | 金丸小学校 通級担当      |
|                  | 公文 眞由美     | 南薫小学校 通級担当      | 公文 眞由美     | 南薫小学校 通級担当      |
| 丸山 順子            | 南薫小学校 通級担当 | 丸山 順子           | 南薫小学校 通級担当 |                 |

※は新任委員



○久留米市就学指導委員会規則（抜粋）

（設置）

第1条 さまざまな障害のある児童生徒に対して、障害の状態に応じた適正な就学を推進するため、久留米市就学指導委員会(以下「委員会」という)を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、教育長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査・審議等を行う。

- (1) 障害のある児童生徒の障害の種類及び程度の判定に関すること。
- (2) 障害のある児童生徒の就学指導に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員35人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 学校関係職員
- (4) その他教育長が必要と認める者

（委員の任期）

第5条 委員会の委員の任期は1年とし、再任されることができる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○学校教育法施行令（抜粋）

第5条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第17条第1項又は第2項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第22条の3の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

第11条 市町村の教育委員会は、第2条に規定する者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから3月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。

第18条の2 市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条（第6条（第2号を除く。）において準用する場合を含む。）又は第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

第48号議案

平成26年度久留米市立高等学校入学者選抜要項について

上記の議案を提出する。

平成25年10月29日

教育長 堤 正則

提案理由

平成26年度久留米市立高等学校入学者選抜要項を定めようとするものである。

## 平成26年度久留米市立高等学校入学者選抜要項

久留米市立高等学校学則（昭和32年久留米市教育委員会規則第4号）第11条第3項の規定により、別紙のとおり平成26年度久留米市立高等学校入学者選抜要項を定める。

# 平成26年度久留米市立高等学校入学者選抜要項（概要）

久留米市教育委員会学校教育課

## 1 入学定員等

| 学校名       | 課程  | 学科                   | 入学定員           |
|-----------|-----|----------------------|----------------|
| 久留米商業高等学校 | 全日制 | 経営科学科<br>(含:特別進学コース) | 240人<br>(内80人) |
| 南筑高等学校    | 全日制 | 普通科                  | 240人           |

## 2 選抜試験概要

| 試験の名称        | 出願期間        | 試験日   | 合格発表  | 試験科目等          |
|--------------|-------------|-------|-------|----------------|
| 推薦入試         | 2月 3日～2月 6日 | 2月12日 | 3月18日 | 面接・作文・実技       |
| 一般入試(学力検査)   | 2月18日～2月25日 | 3月11日 | 3月18日 | 国語・英語・数学・理科・社会 |
| 第Ⅲ期入試(南筑高)   | 2月18日～3月 3日 | 3月19日 | 3月20日 | 国語・英語・数学及び面接   |
| 補充募集(久留米商業高) | 3月19日～3月24日 | 3月25日 | 3月27日 | 面接・一般入試の成績     |

※推薦入試の選考結果通知は2月18日とする。

※3月18日の合格発表では、志願先高校のホームページ上にも合格者番号を掲載する。

## 3 募集人員

| 学校名       | 推薦入試           | 一般入試                               | 第Ⅲ期入試 | 計    |
|-----------|----------------|------------------------------------|-------|------|
| 久留米商業高等学校 | 72人程度<br>(30%) | 入学定員240人より推薦合格者数を減じた数              |       | 240人 |
| 南筑高等学校    | 72人程度<br>(30%) | 入学定員240人より推薦合格者数と第Ⅲ期入試募集人員10人を減じた数 | 10人   | 240人 |

## 4 その他

### ① 帰国生徒特例措置

帰国生徒に対して学力検査時間の延長措置を講ずる。

### ② 身体に障害のある生徒への特別措置

障害のある生徒に対して、受検上の特別措置を講ずる。

### ③ 第Ⅲ期入試

ア 南筑高等学校において、募集人員10名の独自入試を実施する。

イ 一般入試の出願期間(志願先変更期間も含む)中に願書を提出し、受検希望の申請を行う。一般入試の合格者発表後、南筑高等学校と同一期日の一般入試を実施した県内の、他の公立高等学校の不合格者を対象として、国語・英語・数学の試験と面接を実施し選抜を行う。

ウ 考査料は、受検者のみ試験当日に徴収する。

(ただし、久留米商業高等学校を受験した者は、考査料は不要、領収書のコピーを持参)

久留米市立高等学校学則

昭和 32 年 6 月 1 日

久留米市教育委員会規則第 4 号

(入学)

第 11 条 高等学校に入学することができる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は学校教育法施行規則第 95 条の規定により中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者とする。

2 入学は、校長が許可する。

3 入学志願者の選抜は、別に定めるところによる。

4 第 1 学年の途中又は第 2 学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(平元教規則 6・全改、平 12 教規則 9・平 22 教規則 4・一部改正)

(入学願書)

第 12 条 入学志願者は、所定の入学願書(第 2 号様式)、その他必要な書類を添え出身学校長を経て校長に願出しなければならない。

(平元教規則 6・旧第 14 条繰上)

(誓約書)

第 13 条 入学を許可された者は、10 日以内に保護者と連署した誓約書(第 3 号様式)を校長に提出しなければならない。

2 前項に規定する保護者は、次の各号に該当する者で、学校に対して生徒に関する一切の責任を負うことができるものでなければならない。ただし、校長において不相当と認めるときは、これを変更させることができる。

(1) 本人の父母、兄姉、後見人又は縁故者

(2) 成年者で独立の生計を営む者

3 保護者を変更し、又は保護者の住所氏名等に変動があつたときは、直ちに校長に届出なければならない。

(平元教規則 6・旧第 15 条繰上・一部改正、平 12 教規則 9・一部改正)

教育委員会後援事業等に関する報告

H25.9.14～H25.10.18

| No. | 日時                      | 事業名                              | 主催者名                 | 場所                   | 区分 | 担当課     |
|-----|-------------------------|----------------------------------|----------------------|----------------------|----|---------|
| 1   | 平成25年9月29日(日)           | 社会福祉士養成校協会九州ブロック研修会              | 久留米大学文学部社会福祉学科       | 久留米大学御井キャンパス         | 後援 | 学校教育課   |
| 2   | 平成26年2月11日(火)           | 第35回日本フィル九州公園大牟田コンサート            | 大牟田日本フィルの会           | 大牟田文化会館              | 後援 | 学校教育課   |
| 3   | 平成25年12月14日(土)          | 第3回北九州銀行杯小中学生イングリッシュコンテスト        | 株式会社北九州銀行            | 北九州銀行 本店             | 後援 | 学校教育課   |
| 4   | 平成25年12月6日(金)           | 平成25年度 北筑後地区小学校長研究大会             | 北筑後地区小学校長会           | 久留米市教育センター           | 後援 | 学校教育課   |
| 5   | 平成25年11月8日(金)、9日(土)     | 「あいさつって、気持ちいい!!～あいさつには“あい”がある～」  | 公益社団法人久留米青年会議所       | えーるびあ久留米体育館 西部防災公園   | 後援 | 学校教育課   |
| 6   | 平成25年10月26日(土)、27日(日)   | 第6回でてこんの祭 仕事体験フェスタ               | くるめ起業会               | SORA-IRO広場(久留米岩田屋屋上) | 後援 | 学校教育課   |
| 7   | 平成25年12月7日(土)           | ジュニア・ロー・スクール2013 in久留米           | 福岡県弁護士会              | 久留米大学法科大学院           | 後援 | 学校教育課   |
| 8   | 平成25年10月17日(木)～24日(木)   | 第19回 都市ビル環境の日2013 第6回 子ども絵画コンクール | 公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会 | 久留米市役所 2Fホワイエ        | 後援 | 学校教育課   |
| 9   | 平成25年10月19日(土)～11月3日(日) | 第14回ほっともっと杯久留米市少年野球フレッシュリーグ野球大会  | 久留米市少年野球フレッシュリーグ     | 久留米市営桜花台野球場 他14      | 後援 | 体育スポーツ課 |
| 10  | 平成25年10月13日(日)          | 宮ノ陣笑群バイククラブ杯宮ノ陣FCサッカー交流大会        | 宮ノ陣笑群バイククラブ          | スポーツセンター陸上競技場、補助競技場  | 共催 | 体育スポーツ課 |
| 11  | 平成25年10月6日(日)           | 第10回南薫クラブテニス選手権大会                | 南薫クラブ                | 新宝満川テニスコート           | 共催 | 体育スポーツ課 |
| 12  | 平成25年11月3日(日)           | 第10回南薫クラブ旗市長杯久留米青少年サッカー大会        | 南薫クラブ                | 久留米総合スポーツセンター        | 共催 | 体育スポーツ課 |

教育委員会後援事業等に関する報告

H25.9.14～H25.10.18

| No. | 日時                           | 事業名                             | 主催者名                   | 場所                      | 区分  | 担当課       |
|-----|------------------------------|---------------------------------|------------------------|-------------------------|-----|-----------|
| 13  | 平成25年10月23日(水)               | 第6回スポーツ特別講演会<br>中山 雅史氏          | (株)ブリジストン              | 鳥栖市民文化会館<br>大ホール        | 後援  | 体育スポーツ課   |
| 14  | 平成25年12月14日<br>(土)           | クリスマス・JAZZ<br>inインガットホール        | インガットホール活用<br>実行委員会    | 久留米市城島総合文化センター インガットホール | 後援  | 城島文化スポーツ課 |
| 15  | 平成26年2月23日(日)                | 三猪旗争奪剣道大会                       | 三猪地域剣道連盟               | 久留米すみづま総合体育館            | 後援  | 城島文化スポーツ課 |
| 16  | 平成25年11月9日(土)                | 第4回あきない祭                        | あきない祭実行委員会             | あきない通り                  | 後援  | 生涯学習推進課   |
| 17  | 平成25年11月10日(日)               | こどもスケッチ大会                       | 公益財団法人 久留米文化振興会        | 石橋文化センター園内              | 後援  | 生涯学習推進課   |
| 18  | 平成25年11月12日<br>(火)、11月17日(日) | 第65回西部示現会展                      | 西部示現会                  | 石橋美術館1階                 | 後援  | 生涯学習推進課   |
| 19  | 平成25年11月14日(木)               | 聖ルチア病院ボランティア養成講座                | 医療法人聖ルチア会<br>聖ルチア病院    | 聖ルチア病院内                 | 後援★ | 生涯学習推進課   |
| 20  | 平成25年11月16日<br>(土)、11月17日(日) | 第50回筑久紫古典園芸展                    | 筑久紫古典園芸協会              | えーるピア久留米                | 後援  | 生涯学習推進課   |
| 21  | 平成25年11月17日(日)               | サイクルファミリーパーク<br>フェスタ2013        | (公社)久留米観光コンベンション国際交流協会 | 久留米サイクルファミリーパーク         | 後援  | 生涯学習推進課   |
| 22  | 平成25年11月17日(日)               | 国際ソプロチミスト久留米・アウラ「夢を生きる」アートコンテスト | 国際ソプロチミスト久留米・アウラ       | えーるピア久留米                | 後援★ | 生涯学習推進課   |



## 平成25年度 第23回クロスロードスポーツ・レクリエーション祭 久留米市大会

### クロスロードスポーツ・レクリエーション祭とは

久留米市、小郡市、鳥栖市、基山町の筑後川流域の3市1町は、九州の縦、横の高速道路が交わる「クロスロード地帯」であることから、この地の利を生かし、県境を越えた地域の一体的浮揚を図るため、平成元年に筑後川流域クロスロード協議会を設置しています。

「クロスロードスポーツ・レクリエーション祭」は、クロスロード地域住民の広範な連携と交流を深めるとともに、スポーツ・レクリエーション活動の輪を広げ、健康増進と体力向上を図ることを目的に開催しており、今年で23回目を迎えます。

※本選開催地 久留米市⇒基山町⇒小郡市⇒鳥栖市の順で毎年開催しています。

### 1. 大会概要

- (1) 主催 クロスロードスポーツ・レクリエーション祭実行委員会  
(2) 期 日 平成25年11月17日(日)  
(3) 会 場 みづま総合体育館、ほか

### ▽大会スケジュール

| 期 日           | 時 間                    | 内 容           | 会 場       |                 |
|---------------|------------------------|---------------|-----------|-----------------|
| 11月17日<br>(日) | 8:20~8:50<br>9:00~9:30 | 大会受付<br>総合開会式 | みづま総合体育館  |                 |
|               | 10:00~                 | 競技開始          | 種 目       | 会 場             |
|               |                        |               | ソフトバレーボール | みづま総合体育館        |
|               |                        |               | ラージボール卓球  | みづま総合体育館        |
|               |                        |               | スポンジテニス   | 三瀬中学校体育館        |
|               |                        |               | 室内バタンク    | 三瀬農業者トレーニングセンター |
| ターゲット・バードゴルフ  | 水沼の里 2000年記念の森         |               |           |                 |

- (4) 参加資格 各市町の予選を勝ち抜いてきたチーム又は個人  
(久留米市は平成25年9月15日~16日に予選会を開催)

### 2. 大会出場選手数

| No. | 種 目          | 選手数  |               |
|-----|--------------|------|---------------|
| 1   | ソフトバレーボール    | 144人 | 選手9名×4チーム×4市町 |
| 2   | ラージボール卓球     | 96人  | 選手8名×3チーム×4市町 |
| 3   | スポンジテニス      | 112人 | 選手7名×4チーム×4市町 |
| 4   | 室内バタンク       | 120人 | 選手6名×5チーム×4市町 |
| 5   | ターゲット・バードゴルフ | 72人  | 選手18名×4市町     |
|     | 計            | 544人 |               |

## 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する 点検及び評価（平成 24 年度分）について

### 1 点検・評価の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会では、平成 20 年度（平成 19 年度分）から、その権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検・評価を行っている。

#### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第 27 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（…中略…）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

### 2 点検・評価の実施手法

- (1) 教育委員会の活動状況や主要な施策及び事務事業の取組状況についてとりまとめ、課題の整理や施策等の方向性を明らかにし、今後における効果的な教育行政の推進を図る。
- (2) 点検・評価の結果を市議会に報告するとともに公表することで、市民への説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進する。
- (3) 点検・評価に当たっては、「教育委員会の権限に属する事務」及び「教育長及び教育委員会事務局職員に委任された事務」のそれぞれを対象とし、教育委員会の会議の活動状況及び教育施策要綱に掲げる施策の進捗状況について整理する。
- (4) 報告書の取りまとめに際して、学識経験者の意見を徴取する。

### 3 昨年度からの改善点

昨年度の学識経験者及び教育委員の意見等を踏まえ、より適切かつ効果的な点検・評価を実施するために改善を行う。

#### 【学識経験者の意見】（抜粋）

福岡教育大学教授 飯田 慎司 氏

○成果等の根拠がやや不鮮明である事業も見受けられるので、平成 24 年度以降の各事業に関する自己評価に際しては、さらなる改善を図っていただきたい。

福岡教育大学教授 井上 豊久 氏

○個々の事業に関しても評価根拠となるものをできるだけ提示し、来年度の課題や方向性を示していくことも求められる。

### 改善点1 「重点事業シート」の作成

教育施策要綱に掲げた重点事業について「重点事業シート」を作成し、客観的な数値に基づく具体的な成果や今後の方向性をまとめる。(別紙例)

### 改善点2 評価基準の見直し

評価を適切に実施するため、次のとおり基準を見直す。

|             |                            |
|-------------|----------------------------|
| 「◎」(達成)     | 明示した目標を達成した。               |
| 「○」(概ね達成)   | 期待どおりの成果を得られ、ほぼ目標を達成した。    |
| 「△」(未達成)    | 一定の成果を得られたが、目標との乖離がある。     |
| 「×」(要改善・検討) | 事業内容・手法等について改善や検討を行う必要がある。 |
| 「ー」(未実施)    | 状況等の変化により、事業を実施できなかった。     |

## 4 今後のスケジュール

- 11月上旬 . . . . . 報告書(案)の作成 ⇒教育委員、学識経験者に送付
- 11月25日(教育委員会定例会) . . . . . 事務局から報告書(案)の概要を説明
- 12月上旬 . . . . . 学識経験者からの意見書の徴取
- 12月下旬(教育委員会定例会) . . . . . 議決(予定)

重点事業2

|                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------|
| <p>事業名<br/>(担当課)</p>                                                                          | <p>食育啓発・促進事業<br/>(学校教育課)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>H24 決算</p> | <p>500 千円</p> |
| <p>目的等</p>                                                                                    | <p>子どもたちの食事や睡眠などの生活習慣の乱れは、意識の問題でもあるので、「早寝・早起き・朝ごはん」「なにがなんでも朝ごはん」をスローガンに、学校・地域及び家庭が連携した運動を展開し、子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上を図ることができるように各学校のPTAに対し、助成を行う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |               |               |
| <p>事業内容</p>                                                                                   | <p>各学校でPTAを中心に展開している食育の取組をさらに具体化し、充実発展させるために本事業を展開し、各学校における家庭との連携を図った食育の啓発を促進させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○朝食摂取頻度の向上の取組に対して             <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活リズムカードの実施</li> <li>・朝食内容の充実のための食育講演会の実施 など</li> </ul> </li> <li>○学校・PTA・地域の連携した取組に対して             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「食育推進校」ののぼりの設置</li> <li>・児童、保護者への意識調査と分析結果の公表 など</li> </ul> </li> </ul> <div data-bbox="531 1037 1098 1451" style="text-align: center;"> </div> |               |               |
| <p>成果目標</p>                                                                                   | <p>食育啓発の推進による、学習活動の基盤となる基本的な生活習慣の定着</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |               |               |
| <p>H24 年度の成果等</p>                                                                             | <p>食育啓発推進モデル校として5校を指定し、「早寝・早起き・朝ごはん」運動など、PTA活動を通じて取組を展開することができ、朝食摂取の啓発が図られ、朝食を食べない児童生徒の割合が減少した。※24年度久留米市学力・生活実態調査(小学校7.4%⇒5.8%、中学校10.5%⇒6.9%)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |               |               |
| <p>今後の方向性等</p>                                                                                | <p>小学校での朝食を食べない児童の割合は、国平均(3.7%)よりも高い状況にあるので、引き続き食育啓発推進校を指定し、PTAと連携して朝食摂取の推進を図る。また、教育委員会事務局から、単一、あるいはグループごとのPTAの会合等に出向き、講座等を開催して啓発を行う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |               |
| <p style="text-align: center;">評 価</p> <p>「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(要改善・検討) 「-」(未実施)</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p>○</p>      |               |

# News Release

平成25年10月25日

報道機関各位

## なんくん 南薫小学校 11月1日から元の通学路へ ～児童朝会で地域の方に感謝の気持ちを伝えます～

市立南薫小学校(原 淳二校長)では、児童の安全確保を最優先とするため、平成20年4月から特定抗争指定暴力団道仁会旧本部事務所の周辺道路の通行を禁止していましたが、10月11日に事務所跡地が市土地開発公社に引き渡されたことを受けて、11月1日から約5年半ぶりに元の通学路に戻します。

同日に児童朝会を開催し、暴力団事務所の撤去や登下校時の安全確保などに多大なるご尽力をいただいた地域の皆様に対して、子どもたちが感謝の気持ちを伝えます。

### 記

#### 1 通学路について

平成25年11月1日(金)から、下図の区間を通学路として使用再開



**【参考】**  
久留米市立南薫小学校  
(久留米市南薫西町 1951-1)  
児童数 390名(10/1 現在)

現在、児童の通行を禁止している区間(11月1日から通行再開)

上記区間において11月1日から11月8日までの1週間、7時40分から8時15分まで教職員が交替で登校指導を行い、通学路再開の状況を確認します。

#### 2 児童朝会について

日時・場所 11月1日(金) 午前8時45分から 南薫小学校体育館

**【問い合わせ先】**  
久留米市教育委員会 学校教育課  
担当者: 畑・刈茅 連絡先: TEL (0942) 30-9217  
久留米市立南薫小学校  
教頭 田島 連絡先: TEL (0942) 33-0468

